

高知県農業技術センター果樹試験場における
公的研究費の取扱いに関する行動規範

令和3年8月12日
最高管理責任者（場長）

公的研究費を使用する当果樹試験場の構成員による行動指針として、規範を定める。

- 1 構成員は、当果樹試験場が定める公的研究費の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動しなくてはならない。
- 2 構成員は、公的研究費の執行にあたり、高知県会計規則及び当果樹試験場が定めるルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、公的研究費に関する不正が、当果樹試験場はもとより研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 4 構成員は、公的研究費の不正及び不適切な使用を未然に防止するよう努めなければならない。

注1) この行動規範における公的研究費とは、文部科学省をはじめとする、国の関係府省又は関係府省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

注2) この行動規範における構成員とは、平成19年2月15日制定（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じて、当果樹試験場の会計年度任用職員を含む全職員及びその他関連する者をいう。